



CCSBT-SFMWG/1004/04

**RELEVANT ATTACHMENTS FROM CCSBT 16  
FOR THE SECOND MEETING OF THE SFMWG  
第2回 SFMWG 会合に関連する CCSBT16 の別紙**

The report of CCSBT 16 contained four attachments that the Secretariat considers to be relevant to discussions at the second meeting of the SFMWG. These attachments are provided as annexes to ensure that participants have easy access to this information for the meeting:

CCSBT16 の報告書には、第2回 SFMWG 会合での議論に関連すると事務局として考えられる4つの別紙が含まれている。参加者が、会合に関連するこれらの情報を容易に利用できるよう別添として提供する。

- Annex 1: Draft Strategic Plan for CCSBT (CCSBT 16, Attachment 16). *This document will be discussed at Agenda item 2.*

別添1：CCSBTのための戦略計画案（CCSBT16別紙16） 議題項目2において議論される予定

- Annex 2: Japanese Proposal - Draft Resolution on Emergency Rule (CCSBT 16, Attachment 18). *This document is relevant to possible discussion at Agenda item 3.*

別添2：日本提案－緊急的な対応策に関する決議案（CCSBT16別紙18） 議題項目3での議論に関連する可能性。

- Annex 3: Resolution on the Total Allowable Catch and Future Management of Southern Bluefin Tuna (CCSBT 16, Attachment 13). *Amongst other things, this document sets the timeframe for finalising and implementing a Management Procedure, including the need for developing an emergency rule as part of the MP. These decisions provide relevant background to the discussion of Agenda item 4.*

別添3：みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議（CCSBT16別紙13） 特にこの文書は、管理手続きの一部としての緊急的な対応策の策定の必要性を含め、管理手続きの最終化及び実施のタイムフレームを設定。これらの決議は、議題項目4の議論に関連するバックグラウンドを提供。

- Annex 4: Resolution on action plans to ensure compliance with Conservation and Management Measures (CCSBT 16, Attachment 15). *This document is the basis for action plans developed by Members and Cooperating Non-Members that will be presented and discussed at Agenda item 5.*

別添4：保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議（CCSBT16別紙15） この文書は、メンバー及び協力的非加盟国が策定する行動計画の基礎となるものであり、議題項目5で紹介及び議論される予定。

**Prepared by the Secretariat**

事務局作成文書

## CCSBT戦略計画案

### 目的

2009年10月の委員会の年次会合において、メンバー及び協力的非加盟国がみなみまぐろ保存委員会の戦略計画案の追加的な変更点にも合意し、そして修正した計画を採択するために、当該文書の修正版を提出する。

### 背景 – なぜ戦略計画か？

戦略計画は、メンバーが将来の委員会に対して望んでいる共通のビジョンの設定を考慮に入れている。かかるビジョンの構成要素には、みなみまぐろの資源の状況、効果的な資源管理のために委員会がいかに活動するか、メンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るか、ということが含まれるだろう。

戦略計画は、望ましい将来の状態及びその達成に関連する（仮にそのような状態への到達は長期的なゴールだとしても）特定の戦略及びタスクを定めている。戦略計画は、事務局及びメンバーが毎年の活動計画を作り上げるための基礎となる。

委員会のパフォーマンスについての最近のレビューでは、パフォーマンスが改善される可能性のある多くの分野を明示した。戦略計画は、必要に応じて、ここで提案された行動を適切に将来の作業計画に盛り込ませている。

戦略計画案はコメントを求めるため、2009年7月1日に初めて回章された。現在のバージョンは、メンバーからのコメント（日本及び台湾）を反映し修正したものである。

### 計画の構造

戦略計画の最も重要な構成要素は、おそらく将来のための共通のビジョンである。このビジョンは、みなみまぐろの保存のための条約に記載される全体の目的とリンクする。すなわち、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することである。

**ゴール** – 将来の委員会の望ましい状態 – そして **戦略** – 望ましい将来の状態を達成するために提案される手法 – いかにして全体的な目的及びビジョンが達成されるかについての、及びその相対的な**プライオリティ**についての、更なる詳細を提示する。

パフォーマンス・レビューからの勧告並びに条約において規定される目的を達成する際に委員会が直面する**強み、弱み、機会及び脅威**の分析は、これらのゴールを設定するための環境を提供する。

**行動計画**は、このプロジェクトを実施するためのスケジュール案を提示する。

# みなみまぐろ保存委員会戦略計画

(案)

2009年9月

# 目次

目次	I
<b>1. 序文</b>	<b>1</b>
みなみまぐろ保存委員会戦略計画	1
みなみまぐろの保存のための条約	1
由来	1
みなみまぐろ保存委員会の任務	1
委員会の加盟資格	2
みなみまぐろ漁業	3
漁業の特徴	3
資源状況	3
戦略課題	3
パフォーマンス・レビュー	4
SWOT分析	7
主要課題	7
<b>2. 目的、ビジョン及びゴール</b>	<b>9</b>
条約の目的	9
ビジョン及びゴール	9
A. SBTの管理	9
B. 委員会及び事務局の運営/管理	9
C. メンバーの参加及び実施（遵守を含む）	9
<b>3. 行動計画案</b>	<b>15</b>

# 1. 序文

## みなみまぐろ保存委員会戦略計画

この戦略計画は、メンバーが将来のみなみまぐろ保存委員会に対して望んでいる共通のビジョンを概説するものである。このビジョンの構成要素には、みなみまぐろの資源の状況、効果的な資源管理のために委員会がいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るのか、ということが含まれる。

戦略計画は、望ましい将来の状態だけでなく、望ましい将来の状態の達成に関連する特定の戦略及びタスクを概説している（仮にそのような状態への到達は長期的なゴールだとしても）。戦略計画は、事務局及びメンバーが毎年の活動計画を策定するための基礎となる。

委員会のパフォーマンスに関する最近のレビューでは、パフォーマンスを改善できる多くの分野に関する提案を示した。戦略計画は、必要に応じて、これらの提案された行動を適切に将来の作業計画に盛り込ませている。作業計画全体が達成可能なものとなるよう、提案される行動は優先付けされている。

## みなみまぐろの保存のための条約

### 由来

みなみまぐろ（SBT）は、1960年代初期には年間の漁獲量が80,000トンに達するほど、過去に多量に漁獲されていた。この結果、成熟魚の数が著しく減少し、そして年間漁獲量が急速に落ち始めた。

1980年代中頃には、漁獲量を制限する手段が必要であることが明白となった。SBT資源を再建させるため、当時SBTを漁獲していた主要国—オーストラリア、日本及びニュージーランド—は1985年からそれぞれの船団に対して厳格な割当の適用を開始した。オーストラリア、日本及びニュージーランドによる任意の管理取極は、1993年5月にこの3国が署名したみなみまぐろの保存のための条約が発効した1994年5月20日に正式なものとなった。

### みなみまぐろ保存委員会の任務

この条約の目的は、世界的なSBT漁業の保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。条約は、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）を創設し、その活動と任務について規定している。CCSBTの任務は以下を含む。

- 情報収集
- 総漁獲可能量（TAC）の決定及びその配分
- 条約の効果的な履行を達成するために必要と考えられる追加的な措置（監視、管理及び取締り（MCS）措置を含む）の決定
- 年次予算の合意
- 他国の加盟を奨励

CCSBTは毎年会合を開催する。CCSBTは6つの補助機関を有し、これらはそれぞれの専門分野に関して助言を行う。

- 科学委員会(SC)/拡大科学委員会(ESC)
- 資源評価グループ(SAG)
- 生態学的関連種作業部会 (ERSWG),
- 戦略・漁業管理作業部会(SFMWG),
- 遵守委員会 (CC),
- 財政運営委員会 (FAC).

独立科学者のパネルは、SC及びSAG会合に参加し、必要な場合にはCCSBTに直接助言を提出することが可能である。

条約は、委員会の運営を支援するCCSBT事務局の設置を規定している。事務局はオーストラリアのキャンベラに本拠地を置いている。職員は、事務局長、事務局次長、データマネージャー及びその他の支援職員である。

#### 委員会の加盟資格

CCSBTの加盟資格は、国のみを与えられる。漁業主体の参加を促進するため、CCSBTは、2001年に拡大CCSBT (ECCSBT) 及び拡大科学委員会 (ESC) を設置した。ECCSBT及びESCの加盟資格は、条約のすべての加盟国のほか、漁業主体も同様に認められうる。2002年に漁業主体台湾の参加が認められた。

ECCSBT及びESCは、それぞれCCSBT及びSCと同様の任務を行なう。それぞれのメンバーが平等な議決権を有する。CCSBTが合意しない場合は別として、CCSBTに報告されるECCSBTの決定がCCSBTの決定となる。ECCSBTの活動又は個々のメンバーのECCSBTにおける権利、義務若しくは地位に影響を与えるような委員会の決定は、ECCSBTによる当該課題に関する事前のしかるべき検討なしに一切行われるべきではない。

現在、ECCSBTは6つのメンバー及び3つの協力的非加盟国によって構成されている。

#### メンバー

- オーストラリア
- 漁業主体台湾 (ECCSBTだけのメンバー)
- インドネシア
- 日本
- ニュージーランド
- 韓国

#### 協力的非加盟国

- 欧州共同体
- フィリピン
- 南アフリカ

## みなみまぐろ漁業

### 漁業の特徴

SBTの主要なマーケットは日本の刺身市場であり、これは主としてSBTのトロ身に対してプレミアム価格が付くためである。世界のSBT漁業の規模は約10億豪州ドルと推定されている。

SBTは主にはえ縄漁業及びまき網漁業で漁獲される。

はえ縄では、多くの鉤を備えた長い幹縄を使用する。漁獲したSBTは、主に超低温（マイナス60度）で冷凍され、中間港に荷揚げされ日本市場に発送されるか、あるいは日本市場に直接荷揚げされる。

まき網漁業では、網を使用してSBTの魚群を囲い込む。現在のところ、この漁法はオーストラリアのSBT漁業のみで使用されている。囲まれた魚群は、オーストラリア大陸近くの水域までけん引され、海底に固定されている浮きいけすに移される。このまぐろは、数カ月間太らされて、冷凍又は冷蔵の状態日本市場に直接に販売される。

### 資源状況

みなみまぐろは、開発前の資源量の一握り程度にまでなっていると認識されている。2008年に拡大科学委員会は、産卵親魚資源量は極めて低いレベルにあることをシナリオ分析が示していることを報告した（概して開発前の産卵親魚資源量の10%以下）。これは、加入量がさらに減少するリスクがあるレベルであることが認識されている。さらに、資源量は最大持続生産量をもたらすレベル（一般に持続可能な資源管理の基準として国際的に認識されているレベル）を下回っている。同科学委員会は、現在のところ産卵親魚資源量が再建する兆候は見当たらないことも指摘した。

### 戦略課題

このセクションでは、この計画が取り組もうとする委員会に直面する戦略上の課題について明記する。これらの課題は、最近のパフォーマンス・レビューや、第1回戦略・漁業管理作業部会会合、そして委員会に直面する強み、弱み、機会及び脅威(SWOT)分析を通じて、特定されてきたものである。このSWOT分析は、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会が戦略計画を策定する際に役立つと思われる分野を明示するのに有益であった（下記参照）。

2008年においては、委員会の代表者で構成されたパフォーマンス・レビュー作業部会が、2006年に日本の神戸で開催した5つのまぐろ類RFMO合同会合で採用された基準を利用して、委員会のパフォーマンスについての自己評価を試みた。独立専門家であるデービッド・ボルトン米国大使がこの自己評価をレビューした。

2008年のCCSBT会合において、このパフォーマンス・レビューの勧告を実行するための種々のイニシアティブに合意した（会合報告書パラグラフ41参照）。



パフォーマンス・レビューの重要な結果の1つが、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）を設置することであり、そして、委員会の戦略計画並びに近年の漁業管理の原則と統合的な SBT 及び生態学的関連種の管理目標から構成される漁業管理計画を策定することであった。委員会は SFMWG に対して、メンバーが望む委員会の向うべき方向についての共通のビジョンを創設するための1つの方策として、戦略計画の策定を課した。

#### パフォーマンス・レビュー

パフォーマンス・レビューは、委員会が良好に進めている分野を明示した。これには、委員会が SBT に関連するほとんどすべての漁業活動をメンバー又は協力的非加盟国として委員会に取り込んだこと、委員会運営上の透明性が最近向上したこと、及び委員会が最初のパフォーマンス・レビューに着手したことが含まれる。

パフォーマンス・レビューは、以下に概説するとおり、委員会のパフォーマンスが改善され得る多くの分野についても明示した。パフォーマンス・レビュー作業部会及び独立専門家からの勧告は、この計画の後半部分に記述したゴール及び戦略に組み入れた。

#### 総論

- CCSBT は、条約を精査し、より近代的な法律文書と比較し、そして再交渉の必要性について真剣に検討するべき。たとえ直ちに改正しないとしても、追加的な保存管理措置及び管理手続きの更新といった他の方法を通じて、委員会の作業に漁業管理に関する近代的な基準の多くを取り入れることができる。
- 戦略計画及び管理計画は、方向性及び共通のビジョンを提示し、そして CCSBT の任務とパフォーマンスを大いに改善し得る。

#### 保存管理

##### 海洋資源の状況

- 将来の科学的評価を導く UNFSA の要件と統合的な管理目標及び再建戦略の決定。
- 過去の過小報告漁獲量によって生じる不確実性を認識した上で、可能な限り最も正確な資源評価を開発し、そして予防原則を考慮に入れつつ資源の再建が可能なレベルの漁獲量を設定する。
- CCSBT のメンバー及びその他の RFMO の事務局の間でのデータの収集及び共有を含む生態学的関連種に対する SBT 漁業の影響を取り扱うための戦略の策定と導入。

##### データ収集及び共有

- 2006 年の年次会合で CCSBT が採択した管理措置の完全かつ迅速な導入を通じて、データ収集及び報告の改善に向け努力を傾注させる。
- 他の4つのまぐろ類 RFMO とともに、データ収集及び共有を調和させる機会を追求する。

- 科学的プロセスにおいて必要な情報が保有できるよう、メンバーが提出するデータの詳細さの程度及びタイプに関しての明確な基準を確実に設定する（これには、UNFSA の最低限の要件を満たすデータの提供を含めることとし、もはや CCSBT においては商業上の機密性を理由にデータへのアクセスを制限すべきではない。）。

#### 科学助言の質と提供

- 独立議長及び諮問パネルを含め拡大科学委員会の構成は維持するが、独立専門家の人数及び人材については科学的なプロセスの支援上の必要性に応じてレビューする。
- SBT と生態学的関連種への取り組みのバランスを検討する。
- 汚染、廃棄、投棄又は遺失・放置漁具による漁獲を最小限にするための措置を採択及び導入する。

#### 保存管理措置の採択

- 拡大科学委員会からの科学的助言と総合的な保存管理措置の策定を継続する。
- 当該漁業に関する最低基準を導入するため、戦略計画及び管理計画を策定する。

#### 漁獲能力管理

- SBT の産卵場での時空間的な禁漁の実現可能性について、インドネシアと議論する。
- 漁獲能力の管理に関する FAO 国際行動計画に規定された勧告を実施する。

#### 漁業の配分及び機会

- 一旦、メンバーの間で CCSBT1 での MOU も含め長期的な配分を決定したら、トン数を設定するのではなく比例配分のような代替的な原則に基づく国別配分への移行を検討する。

#### 遵守及び取締り

##### 旗国措置

- すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT が採択した保存管理措置を確実に遵守するための必要なすべての行動を継続すべき。
- 統合的 VMS 制度の迅速な設立

##### 寄港国措置

- CCSBT がいかなる寄港国措置の導入を検討する場合においても、取り組みの重複を避ける必要があることに留意し、そして「FAO における寄港国措置に関する技術会合」について考慮すべき。
- 違法、無報告及び無規制に漁獲された SBT の水揚げ及び転載の防止を意図した寄港国措置を採択する。これには CCSBT 許可船舶リストに掲載された船舶からによるものも対象とする。

### 監視、管理及び取締り

- 調和を最適化し、世界的な効率性を向上させ、そして作業の重複を避けるため、他のまぐろ類 RFMO と協力する。
- 遵守計画において MCS の開発を優先させる。
- 転載、地域オブザーバー計画及び公海上の乗船検査（UNFSA において規定されている）に関する効果的な措置を策定する。

### 違反行為に対するフォローアップ

- 少なくとも過剰漁獲の処置（返済要求）に関する合意のあるルールを設定する。
- すべての保護措置に関連する種々のペナルティを設定することが理想的である。

### 非遵守の発見及び防止のための協力制度

- すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT に各自の国別報告書を提出すべき。
- 毎年、遵守委員会及び拡大委員会が所定の作業及び開発作業の双方をこなすことができるよう、これらの委員会に十分な時間を割くべき。

### 市場関連措置

- 一刻も早く CDS を実施する。
- CDS の実施までは、すべてのメンバー及び協力的非加盟国が TIS の実施を要求されるべき。
- すべての市場及び寄港国をモニタリングし、CCSBT モニタリング・貿易措置の遵守を促す。

### 意思決定及び紛争解決

#### 意思決定

- いくつかの日常的な運用上の意思決定について、議長又は事務局長に委譲することを検討する（委員会の全会一致の決定による）。

#### 紛争解決

- UNFSA の紛争解決規則に従えば、条約を改正せずに、強制的かつ拘束力のある紛争解決制度を確立させることが可能かもしれないことに留意する。

### 国際協力

#### 透明性

- オブザーバーに関する規則をより適切に公開することによって開放性を改善する（例えば、CCSBT のウェブサイトには情報を掲載する。）。
- オブザーバーに関する現行の規則及び手続きは、他のまぐろ類 RFMO（又は UNFSA 第 12 条(2)）と一致しておらず不当に制限的なプロセスとなっていることから、その修正を検討する。

### 他のRFMOとの協力

- 他のRFMOの優先的な分野に関して、密に連携を取り措置の調和を行う（ERS緩和措置、環境に対する漁業の影響、データ収集及びIUUの撲滅）。

### 財政運営に関する課題

#### RFMOの活動のためのリソースの利用可能性

- 政策及び漁業管理の助言を行う役職を事務局に置くことを検討する。
- 合意された措置（例えばCDS）を実施するために必要なリソースを委員会に提供する。

#### 効率及び費用対効果

- 仮にCCSBTがメンバーからの財政的な分担金を恒常的に満額かつ時宜を得た形で受領していないのであれば、今後、かかる問題を回避するために何が出来るかを議論する。

### SWOT分析

以下のSWOT分析では、委員会が目的を達成する際に直面する強み、弱み、機会及び脅威を説明している。機会及び脅威に関しては、これらは起こる可能性のある潜在的及び現実的な結果の双方を含む。この戦略計画によって、高いリスクとして判断される脅威を避けつつ、機会に向けて作業ができるよう戦略を策定することが可能となる。

SWOT分析は、下記で説明しているゴール及び戦略において取り上げられる必要のある内外双方の要因の指標を提供している。特に強み、機会及び脅威のセクションは、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会のさらなる努力が有益なものとなる可能性のある分野を特定する手助けとなった。

### 主要課題

CCSBTのパフォーマンス・レビューからの広範な勧告、及び上記で特定したその他の戦略上の課題を考慮し、以下の主要課題が特定され得る。

- 最大持続生産量を維持することが可能なレベルまでSBT漁業を再建させること（資源の再建）
- 確実に、すべての漁獲が国別配分内で計上され、未報告の漁獲が防止されること（遵守）
- 資源の再建のための生物学的要求と、SBTを漁獲する者の要望との競合についてバランスを取ること（TACの設定及び配分）

目的：みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保すること

強み	弱み
<ul style="list-style-type: none"> <li>-委員会は既に SBT に関するほとんどすべての漁業努力を取り込んでいる</li> <li>-科学的助言の提供のための十分に認められたモデル</li> <li>-意思決定のための構成要素が設立されている（遵守委員会、科学委員会、年次会合、集中型事務局を含む）</li> <li>-他の地域漁業管理機関（RFMO）との調整</li> <li>-基本的な監視、管理及び取締り（MCS）の構成要素に達した取り決め（例 漁獲証明）</li> <li>-SBT が確認されるすべての水域における権限</li> <li>-SBT 漁業を制御するための合意された仕組み（世界的な総漁獲可能量）</li> <li>-漁業管理の選択肢及び委員会への助言を作成するための戦略・漁業管理作業部会の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-処女産卵親魚資源量の 10%前後又はそれを下回る現在の SBT 資源</li> <li>-主要な管理措置に関する決定・導入の不履行の歴史（例 TACs）</li> <li>-資源評価のための情報の基礎が乏しい</li> <li>-単一魚種のみに関連する条約の目的</li> <li>-漁業を管理する手法では潜在的な過剰漁獲能力の問題を取り扱っていない</li> <li>-合意のある措置の実施も含め、メンバーは必ずしも条約上の義務を果たしてきていない</li> <li>-予防原則の適用が明確ではない</li> <li>-商業的緊急性が時として、資源を協力して管理すべきメンバー国の義務より優先される</li> <li>-条約における途上国に関する規定の欠如</li> </ul>
機会	脅威
<ul style="list-style-type: none"> <li>-最大持続生産量を維持する資源量による価値の増加（経済、単位努力当たり漁獲量、社会）</li> <li>-効率性の向上及び管理の改善のための他の RFMO との協調</li> <li>-他のまぐろ類 RFMO を含め、漁業管理のためのベスト・プラクティスの概念の作成を利用</li> <li>-より効率的な漁業を可能にする革新的な措置の開発</li> <li>-管理手続きの開発及び導入を通じた漁業管理の近代的な基準（例 予防原則、生態的アプローチ）を組み入れるための機会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-非加盟国を含む違法漁業の増加</li> <li>-科学的助言に対する委員会の不履行</li> <li>-資源の崩壊による業界の混乱</li> <li>-責務を果たせなかった事に対する世界から非難</li> <li>-資源管理の欠如に対する消費者の抵抗</li> <li>-CITES への登録（貿易制限）</li> <li>-漁獲量の不調和の継続</li> </ul>

## 2. 目的、ビジョン及びゴール

この戦略計画は、委員会の目的を明示している（条約文で概説されているように）。同計画は、メンバーが将来の委員会に対して望んでいる共通のビジョンについても設定している。このビジョンには、みなみまぐろ資源の状況、効果的な資源管理のために委員会はいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るか、についての内容が含まれている。これらのそれぞれが、特定の**ゴール** – 将来の委員会の望ましい姿、及び**戦略** – この将来の望ましい姿を実現するために提案される手法、に関連している。

### 条約の目的

みなみまぐろの保存のための条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。

### ビジョン及びゴール

#### A. SBTの管理

最大持続生産量を維持する資源レベルでみなみまぐろ資源を管理し、SBT 漁業のリスクを緩和する。

このカテゴリーには、資源の再建、配分、生態学的関連種についての戦略が含まれる。

#### B. 委員会及び事務局の運営/管理

責任をもって SBT 漁業を管理するため、委員会は効果的かつ効率的に運営され。

このカテゴリーには、他の RFMO との協調を含む、委員会、その補助機関及び事務局の効果的かつ効率的な運営のための戦略が含まれる。

#### C. メンバーの参加及び履行（遵守を含む）

メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、その決定を実施する。

このカテゴリーには、MCS、制裁措置、途上国支援に関する戦略が含まれる。

A. SBT の管理に関するゴール	
ゴール	戦略
<b>1. SBT の再建</b>	
<p>1.1 資源は MSY を維持するレベルにある</p> <p><b>優先度：非常に高い</b></p>	<p>(i) タイムフレーム及び望ましい確率とともに暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントを採用する</p> <p>(ii) タイムフレーム及び望ましい確率とともに BMSY を達成する目標資源量を採用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ SBT 資源に関する委員会の目標を確認し、暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントを採用する（例 初期産卵親魚資源量の 20%）（2009 年 10 月年次会合）</li> <li>▪ SBT 資源の再建のためのタイムフレームのゴールを設定する（SC の報告書に基づき 2009 年の年次会合において）</li> <li>▪ 会合の再建目標に関連した望ましい確率について合意する（SC の報告書に基づき 2009 年の年次会合において）</li> </ul> <p>(iii) 資源をそれ以上低下させない限界値を設定し、それが守られなかった場合の管理戦略を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2010 年の年次会合において</li> </ul>
<b>2. TAC を設定するための信頼できる科学的根拠</b>	
<p>2.1 管理手続きが TAC の設定に関する指針を提供するために使用される</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 再建目標及びタイムフレームを完成させるため科学委員会に管理手続きをレビューさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ パラメーター及び管理手続き（MP）の候補の決定規則が、会合の管理目的に貢献することを確保するためにレビューする（2009 年の委員会会合）</li> <li>▪ MP の候補を開発し、好ましい候補を採用する（2010 年）</li> </ul> <p>(ii) 世界的な TAC の設定のために MP をインプットとして使用する（2010 年以降）</p>
<b>3. 科学的助言の質と提供</b>	
<p>3.1 正確な検証済みのデータが時宜を得て科学委員会及び委員会に提出される</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 委員会がすべての漁業に関する正確なデータが入手できるよう遵守委員会の任務を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ゴール 8 も参照（監視、管理及び取締り）</li> </ul> <p>(ii) データ検証に関する共通の基準/手続きを採用及び導入する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ゴール 8 も参照（監視、管理及び取締り）</li> </ul> <p>(iii) 商業上の機密データに関する規則を設定する（例 操業上の漁獲及び努力データ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 機密性に関する規則及び他の関連する規則を設定する（すわなち用途、所有権）</li> <li>▪ SBT 死亡に関するすべての情報源について、メンバーからの報告を正確かつ完全なデータとするためのデータ提供規則について合意する</li> </ul> <p>(iv) MCS 戦略（下記参照）</p>

<p>3.2 科学的プロセスは、管理についての決定に関して利用可能な最善の独立した助言を提供する</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i) 科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、必要な独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする</p> <p>(ii) メンバーからの基金、協力及び CCSBT 基金プロジェクト（もしあれば）を含め CCSBT の調査計画を策定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会及び又はメンバーによる必要な科学的調査の実施（例 CCSBT 標識放流計画）</li> </ul>
<p><b>4. 生態学的関連種</b></p>	
<p>4.1 SBT 漁業による生態学的関連種へのリスクが特定され適切に管理される</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i) 各漁業における、ERS に関するデータの収集及び報告（パラ 3）、緩和措置の導入（パラ 2）及び SBT 漁業のリスク評価（パラ 7）を含む、SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ すべてのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する</li> <li>▪ ERS に関する勧告の実施をレビューする</li> <li>▪ 混獲及び各漁業において使用した緩和措置の完全報告を確保する ERS に関するデータ提供要件について合意する。仮に他の RFMO（例 WCPFC、IOTC）において ERS データ報告に関する適切な手続きが実施されているのであれば、これらを通じてできるかもしれない。</li> <li>▪ 他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価する</li> <li>▪ 必要があれば、他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採用する</li> </ul> <p>(ii) データ報告を含む海域別 RFMO との調整及び協調（上記参照）</p>
<p>4.2 SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターする</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i) ERSWG に対して、SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する</p>
<p><b>5. 配分</b></p>	
<p>5.1 条約第 8 条(4)に基づき、全世界の TAC を新規参入を含むメンバー間で配分する</p> <p><b>優先度：中程度/高い</b></p>	<p>(i) メンバーの配分に影響を与える CCSBT の既存の決定を実施する</p> <p>(ii) 条約第 8 条(4)に基づきメンバーへの配分に関する原則を設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 新規メンバーを含めたすべてのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを（条約文に基づき）策定し、TAC の増加又は減少の際に利用する。</li> </ul>
<p><b>6 柔軟な管理取り決め</b></p>	
<p>6.1 SBT 資源は効率的に漁獲され、メンバー及び協力的非加盟国には TAC を守るインセンティブが生じる</p>	<p>(i) 長期的には、枠の譲渡及び過小・過剰漁獲に関する規則といった柔軟な管理取り決めを導入する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 過小漁獲及び低レベルの過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定する</li> <li>▪ メンバー及び協力的非加盟国間での枠の譲渡に関する枠組みを策定</li> </ul>



<p><b>優先度：低い/中程度</b></p>	<p>する。これは合意されたレベルに達するような資源規模であることが条件であるかもしれない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 枠組みを決定し導入する</li> </ul>
<p>6.2 SBT 漁獲能力と漁業機会を均衡させる</p> <p><b>優先度：低い/中程度</b></p>	<p>(i) 漁獲可能な量に対応する漁業の能力を評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 船籍が置かれる国/漁業主体による国別配分に対応する漁獲能力の自己評価</li> <li>▪ 船籍が置かれる国/漁業主体による必要に応じた矯正行動</li> <li>▪ 事務局によって管理される CCSBT 現役船リストのための提案の策定</li> <li>▪ 他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威の評価</li> <li>▪ 漁獲能力の制限/管理に対する国際的な擁護</li> </ul>
<p>6.3 メンバーは、漁獲した SBT の価値を最大化することができる</p> <p><b>優先度：低い</b></p>	<p>(i) 最大経済生産量の分析 (MEY、すなわち、それぞれのメンバーの漁獲戦略が異なっていることを認識しつつ、全体として当該漁業に関して最大の利益が得られる漁獲量又は努力量のレベルのこと。現在の資源状況においては、これは長期的なゴールになるであろう)</p> <p>(ii) 漁獲戦略の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 再建のためのリファレンス・ポイントとして最大経済生産量を採用することを含め、SBT 資源からの利益を最大化させる代替的な漁獲戦略を評価する</li> <li>▪ 資源が再建した際には、増加漁獲量の利益を配分する</li> </ul>

<p><b>B. 委員会及び事務局の運営及び管理に関するゴール</b></p>	
<p><b>ゴール</b></p>	<p><b>戦略</b></p>
<p><b>7. 委員会の運営</b></p>	
<p>7.1 委員会は効果的・効率的に運営する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 委員会プロセスの合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会プロセスの合理化のための方法の特定 (年次及び諮問会合も含む)</li> </ul> <p>(ii) 議長及び副議長の関与を深める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 議長及び副議長の 2 年間の任期 (2 年間の延長可) について検討するが、会議開催場所のローテーションについては維持する</li> </ul> <p>(iii) 地域漁業管理機関間で業務を調整する (例 転載管理、ERS の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提案するよう指示する</li> </ul> <p>(iv) 改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する (タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準 (まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、独立専門家に関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む)</li> </ul>
<p>7.2 委員会の活動は、オ</p>	<p>(i) 決定の根拠は文書にて明示する</p>

<p>オープンかつ透明性がある</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会に提出された科学的助言との異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する</li> </ul> <p>(ii) CCSBT の手続規則に基づき委員会文書の公開を継続する</p> <p>(iii) CCSBT の手続規則に基づき、オブザーバーの関与の承認を継続する</p>
<p>7.3 近代的な漁業管理基準（例 予防原則、生態系管理）が委員会の決定に組み込まれる</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i) 条約文をレビューし（仮にメンバー（ら）がそのような交渉を提案するならば）、かつ/又は、例えば管理手続きや ERS の管理措置の採択の際などにおいて、委員会の決定を通じて組み込む（後者の選択肢がより効果的であることに留意）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 予防原則が適用され、生態系管理が組み込まれることが担保される管理手続きのためのパラメーターを設定する</li> <li>▪ 科学委員会に対して、委員会への助言に基準（予防、生態系）を組み込むよう任務を課す</li> <li>▪ 基準が組み込まれていることを確保するために委員会の決定をレビューする</li> </ul> <p>(ii) 近代的な漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込みことを含め、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の現行の任務を明確化する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ SFMWG の現行の任務を明確に定義する</li> <li>▪ SFMWG から委員会への助言に近代的な漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWG の付託事項に盛り込む</li> </ul>

C.メンバーの参加及び実施に関するゴール	
ゴール	戦略
<b>8. 監視、管理及び取締り</b>	
<p>8.1 統合され、目標を定めた、費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置が、委員会のゴールにかなうよう稼動する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 合意された MCS 措置のメンバーによる実行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会の保存管理措置チェックリストを作成し、すべての漁業に関して正確なデータが得られるよう遵守委員会において同チェックリストに基づきメンバーを評価する（2009年以降）</li> <li>▪ データの健全性を確保するための基準と手続きを採用する（例 水揚げ及び輸出/国内販売を伴う完全で正確な文書の提出の割合の程度や、検査の割合の程度）（2009年又は2010年年次会合）</li> </ul> <p>(ii) MCS 戦略の策定と実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会の目的にかなう追加的な MCS 措置及び/又は合意された MCS 措置の改善の必要性の評価</li> <li>▪ 実施中の MCS 措置と、必要となる改善又は追加的な措置との間にあるあらゆるギャップについて特定する</li> <li>▪ 必要な変更を実施するための計画の策定</li> </ul>
<b>9. メンバーの義務</b>	
<p>9.1 すべてのメンバーが CCSBT の規則を遵守する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務（例 国連公海漁業協定）に対するメンバーの履行、取締り及び遵守について定期的に評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 上記参照（8.1）</li> </ul> <p>(ii) 公平で、透明性が高く、差別のない罰則手続き（例 過剰漁獲分の返済、枠の削減）及び遵守を促進するためのインセンティブの設定</p>
<b>10. 途上国支援</b>	
<p>10.1 途上国及び協力的非加盟国が委員会の管理措置及び他の要求を遵守することができる</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i) 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 途上国及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する</li> <li>▪ 支援の提供方法について特定する（技術向上、派遣、ワークショップなど）</li> <li>▪ 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する</li> </ul>

### 3. 行動計画案

短期的な優先事項		中期的な優先事項		長期的な優先事項
2009/2010年	2011年	2012年	2013年	2014年以降
<b>A. SBTの管理に関する戦略</b>				
<p><b>1.1 再建戦略の策定(2009/10)</b></p> <p><b>2.1 管理手続きの採択(2009/2010/2011)</b> (7.3(i)も参照。近代的な漁業管理基準を決定に組み込む)。例えばMPにおいて予防原則を利用する)</p> <p><b>3.1(iii) 正確で検証済みのデータの確保</b> 商業上の機密データ(例 操業上の漁獲及び努力データ)に関する規則及びその他の関連規則(すわなち用途、所有権)の策定</p> <p><b>4.1(i) ERSに対するリスクの特定及び管理</b> -すべてのメンバーがSBTを対象とする漁業のERSへの影響を緩和するための勧告を実施する(2009年から) -ERSに関する同勧告の実施</p>	<p><b>4.1(i) ERSに対するリスクの特定及び管理</b> 混獲及び各漁業において使用した緩和措置の完全報告を確保するERSに関するデータ提供要件について合意する。仮に他のRFMO(例 WCPFC、IOTC)においてERSデータ報告に関する適切な手続きが実施されているのであれば、これらを通じてできるかもしれない。</p> <p><b>5.1(ii) 配分規則の策定</b> -新規メンバーを含めたすべてのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを(条約文に基づき)策定し、TACの増加又は減少の際に利用する。</p>	<p><b>3.2(i) 利用可能な最善のデータを提供する科学的プロセス</b> 科学的プロセスに必要な独立専門家的人数及び人材をレビューする(進行中-X年ごと)</p> <p><b>3.2(ii) 利用可能な最善のデータを提供する科学的プロセス</b> メンバーからの基金、協力及びCCSBT基金プロジェクト(もしあれば)を含めCCSBTの調査計画を策定する</p> <p><b>6.1(i) TACの遵守に対するインセンティブ</b> -過小漁獲及び低レベルの過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定する</p> <p><b>3.1(iii) 正確で検証済みのデータの確保</b> SBT死亡に関するすべての情</p>	<p><b>4.1(i) ERSに対するリスクの特定及び管理</b> -他の海域別RFMOで採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価する -必要があれば、他のRFMOとの調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採用する</p> <p><b>4.2 捕食・餌料種のモニター</b> -ERSWGに対して、SBTの資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する</p> <p><b>6.2 漁業機会と均衡したSBT漁獲能力</b> -船籍が置かれる国/漁業主体による国別配分に対応する漁獲能力の自己評価及び必要に応じた矯正行動</p>	<p><b>6.1(i) TACの遵守に対するインセンティブ</b> -メンバー及び協力的非加盟国間での枠の譲渡に関する枠組みを策定する。これは合意されたレベルに達するような資源規模であることが条件であるかもしれない</p> <p><b>6.3 漁獲したSBTから得られる価値の最大化</b> (i) 最大経済生産量の分析 (ii) 漁獲戦略の評価</p>

<p>をレビューする（2009年から毎年CCにおいて）</p> <p><b>4.1(ii) ERSに対するリスクの特定及び管理</b> データ報告を含め海域別RFMOと調整及び協調する（進行中であり、まぐろ類RFMO合同会合の結果を取り入れているところ）</p> <p><b>5.1(i) 既存の配分決定の実施</b> -メンバーの配分に影響を与えるCCSBTの既存の決定を実施する</p>		<p>報源について、メンバーからの報告を正確かつ完全なデータとするためのデータ提供規則について合意する</p>	<p>-事務局によって管理されるCCSBT現役船リスト -必要な場合には漁獲能力の制限/管理に対する国際的な擁護とともに、他の船団の過剰漁獲能力によるSBTへの脅威を評価する</p>	
<p><b>B. 委員会及び事務局の運営及び管理に関する戦略</b></p>				
<p><b>7.1(ii) 委員会活動の効果性・効率性</b> 議長及び副議長の2年間の任期（2年間の延長可）について検討するが、会議開催場所のローテーションについては維持する</p> <p><b>7.2(i) 委員会は、オープンかつ透明性のある形で活動する</b> 提出された科学的助言との異なる点も含め、委員会が決定の根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する</p>	<p><b>7.3(ii) 近代的な漁業管理の基準を決定に組み込む</b> 戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の現行の任務を明確化する</p> <p><b>7.3(i) 近代的な漁業管理の基準を決定に組み込む</b> 委員会の決定に基準が取り込まれているかレビューする</p>	<p><b>7.1(iii) 委員会活動の効果性・効率性</b> 地域漁業管理機関間で業務を調整する（例 転載管理、ERSの管理）</p>	<p><b>7.1(iv) 委員会活動の効果性・効率性</b> 定期的なパフォーマンス・レビュー（5年ごと）</p>	

<p><b>7.3(i) 近代的な漁業管理の基準を決定に組み込む</b> SCに対して委員会への助言に基準（予防、生態系）を組み込むよう課す</p> <p><b>7.1(i) 委員会活動の効果性・効率性</b> 委員会プロセスの合理化のための方法の特定（年次及び補助会合を含む）</p>				
<p><b>C. メンバーの参加/実施に関する戦略</b></p>				
<p><b>8.1(i) 監視、管理及び取締り</b> データの健全性を確保するための基準と手続きを採択する</p> <p><b>8.1(ii) 監視、管理及び取締り</b> 実施中の MCS 措置と委員会の目的にかなうために必要な措置との間のギャップを分析し、必要となるあらゆる追加的な措置を特定する</p> <p><b>9.1(ii) すべてのメンバーが CCSBT の規則を遵守する</b> 公平で、透明性が高く、差別のない罰則手続き及び遵守を促進するためのインセンティブの設定</p>	<p><b>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価</b> 遵守委員会への年次報告</p> <p><b>8.1(ii) 監視、管理及び取締り</b> 特定された MCS 措置の導入（進行中）</p> <p><b>10.1 途上国</b> 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する（進行中）</p>	<p><b>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価</b> 遵守委員会への年次報告</p> <p><b>8.1(ii) 監視、管理及び取締り</b> 特定された MCS 措置の導入（進行中）</p> <p><b>10.1 途上国</b> 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する（進行中）</p>	<p><b>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価</b> 遵守委員会への年次報告</p> <p><b>8.1(ii) 監視、管理及び取締り</b> 特定された MCS 措置の導入（進行中）</p> <p><b>10.1 途上国</b> 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する（進行中）</p>	<p><b>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価</b> 遵守委員会への年次報告</p> <p><b>8.1(ii) 監視、管理及び取締り</b> 特定された MCS 措置の導入（進行中）</p> <p><b>10.1 途上国</b> 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する（進行中）</p>

<p><b>10.1 途上国</b> 途上国及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定し、また支援の提供方法について特定する</p> <p><b>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価</b> 遵守委員会への年次報告</p>				
--	--	--	--	--

日本提案

緊急的な対応策に関する決議案

委員会は以下のとおり決議する。

- (1) 拡大科学委員会（ESC）は、毎年その年に入手した以下の 4 つの情報源に基づき当該年の加入レベルのレビューを行い、結果を委員会に報告するものとする。
  - a. オーストラリア大湾における SBT の航空調査
  - b. 小型の SBT のひき縄調査
  - c. はえ縄漁業で得られる小型の SBT の漁獲に関するオブザーバーデータ
  - d. いけすに移送される小型の SBT の漁獲に関するまき網漁業のモニタリングデータ
- (2) ある年の加入レベルが 1999 年から 2002 年までのレベルよりも著しく下回るとの報告が ESC からなされた場合、委員会は零細漁業を除く SBT を対象とする全ての漁業の翌年の操業を一時的に停止するものとする。メンバー及び協力的非加盟国は、ESC が加入量の更なる分析を行い保存管理措置に関する勧告を提示できるよう、研究活動を推進するものとする。
- (3) ESC の勧告に基づき、委員会は翌年の会合において、SBT を対象とする漁業の停止の継続又は再開に向けた手順を含め、適切な保存管理措置を決定するものとする。



### みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

現在の資源状況及び特に産卵親魚資源量が初期産卵親魚資源量の3%から8%の間にあると助言した拡大科学委員会の最新の資源評価に重大な懸念を有し、拡大委員会は現在の総漁獲可能量の11,810トンから意味のある漁獲量の削減を実施すべきとした拡大科学委員会の勧告を考慮し、

みなみまぐろの最適利用のために、その保存及び管理を行う自らの責務を自覚し、

水産業界に対して総漁獲可能量の迅速かつ持続的な削減に適応するための時間を与えることが望ましいことを認識し、

合理的な期間内に、初期産卵親魚資源量の20%とした暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで資源を再建することを決意し、

資源を再建させるためには、非常に長い期間削減を継続する必要があることに留意し、

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が、漁獲量の水準が自国の国別配分を遵守したものとなることを確保し、拡大委員会によって採択された保存管理措置を実施するために、必要な手段を講じることの責務を認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(a)に従い、拡大委員会は次のとおり決定する。

1. 2010年漁期及び2011年漁期における全世界のTACは、2年間の平均が現在の全水域のTACの80%<sup>1</sup>になるよう削減されるものとする。
2. したがって、2010年漁期及び2011年漁期の全世界のTACの平均は、9,449トンとする。
3. メンバーは、自国の配分<sup>2</sup>の2010年漁期及び2011年漁期への分割方法を2009年11月15日までに事務局に公式に通告するものとする。
4. CCSBTの管理手続き(MP)は、2010年の年次会合において拡大委員会がこれに合意できるよう、同年中に最終化されなければならない。
5. 加入量が歴史的に経験された低い水準よりさらに低くなった場合などの例外的状況に対し、緊急的な対応策がMPの一部として開発されなければならない。

---

<sup>1</sup>各メンバーは一年目の漁獲量を可能な限り多く削減しなければならない、またメンバーは現在の水準より少なくとも10%以上の削減に努めなければならない。

<sup>2</sup> 国別配分に関するメンバーの合意の詳細は、拡大委員会報告書を参照。

6. MP は 2011 年に導入され、2012 年以降の TAC は MP に基づいて設定されなければならない。
7. MP が 2012 年までに最終化されない場合、拡大委員会は、同委員会が新たな資源評価に基づいて TAC を決定しない限り、2012 年漁期の TAC を 5,000 トンから 6,000 トンの水準まで削減することを採択するものとする。

### 保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議

委員会は以下のとおり決議する。

1. 各メンバー又は協力的非加国は、特にみなみまぐろの総漁獲割当量の自国配分に関し、委員会が決定した保存管理措置に対する自国の遵守を確保するための行動計画を 2010 年 4 月 1 日までに事務局に提出するものとする。当該行動計画は、漁業者から報告された SBT 及び ERS の漁獲データを組織的に確認する体制を含むものとする。
2. 遠洋はえ縄漁船を持つメンバー及び協力的非加盟国は、少なくとも次の 3 つの分野において改善を図ることを行動計画に明記するものとする。寄港国によるみなみまぐろの転載の検査。漁獲努力量の 10% をカバーする乗船科学オブザーバーを通じた漁獲データの確認。メンバー及び協力的非加盟国の当局が自国船籍船に対して実際に行う漁獲物検査。寄港国の検査を効果的に実施するため、これらのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろを運搬船に転載する外地港を指定し、それ以外の外地港での転載を禁じ、効果的な検査に必要な関連情報を共有するためこのような指定港の国と情報交換をしなければならない。上記の措置はいずれも合法的な SBT の商業取引を阻害しない方法で実施しなければならない。
3. みなみまぐろを蓄養するメンバー及び協力的非加盟国は、いけすに移送するみなみまぐろの 10% をモニタリングするため、ステレオ・ビデオシステムによる商業ベースの調査を 2011 年に実施し、同システムが有効であると認められれば、継続的なモニタリングのためのシステムとして次期以降もこれを採用するものとする。
4. 拡大委員会は、すべての SBT 漁業及び蓄養活動に適用する地域オブザーバー計画の可能性を検討し、適当な場合はこれを開発するものとする。
5. 全てのメンバー及び協力的非加盟国は、2010 年の行動計画の実施及びその結果に関する報告書を 2010 年の遵守委員会に提出するものとする。